

知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ

第45回(2023年7月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第46回	2023年11月18日(土)	2023年5月1日
第47回	2024年3月10日(日)	2023年9月1日
第48回	2024年7月21日(日)	2024年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P2 Lesson01 意匠法の保護対象と登録要件[1] ■ 1 意匠権の目的 1行目～3行目</p>	<p>意匠法とは、「工業的に量産可能な物品のデザイン」である意匠の保護および利用を図ることによって、意匠の創作を奨励するための制度であり、ひいては産業の発達に寄与することを目的としています（意1条）。</p>	<p>意匠法は、新しく創作した意匠を創作者の財産として保護する一方、その利用も図ることを定めて、これにより意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としています（意1条）。意匠の創作は、物品、建築物及び画像のより美しいデザイン、より使い勝手のよいデザインを探索する行為です。しかし、物品等のデザインは一見して誰にでも認識することができるため、容易に模倣することができ、健全な産業の発展に支障を来すこととなります。そこで、意匠法に基づく意匠制度が設けられました。</p>
<p>P3 Lesson01 意匠法の保護対象と登録要件[1] ■ 2 意匠とは (1)物品と認められるものであること 3行目～7行目</p>	<p>かつて意匠法の保護対象は物品のデザインに限定されていましたが、2006年の法改正で、物品の操作の用に供される画像を物品の部分の意匠として保護の対象としました。さらに2019年の法改正により、物品から離れた画像それ自体も保護の対象となるとともに、建築物の形状等も保護対象に加わり、保護対象が拡充されました。</p>	<p>削除</p>
<p>P4 Lesson01 意匠法の保護対象と登録要件[1] ■ 2 意匠とは (1) 物品と認められるものであること ③意匠法の保護対象となる画像について」 17行目～21行目</p>	<p>するための水準器表示画像などです。</p> <p>建築物の部分に画像を含む意匠も同様に、建築物に記録され、建築物の表示部に示された画像であって、i) 建築物の機能を発揮するための操作画像、または、ii) 建築物の機能にとって必要な表示画像のいずれかに該当すれば、意匠法による保護対象となります。</p>	<p>するための水準器表示画像などです。</p> <p>一方、i) およびii) のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツについては、物品の部分としての画像を含む意匠としては認められません。</p> <p>建築物の部分に画像を含む意匠も同様に、建築物に記録され、建築物の表示部に示された画像であって、i) 建築物の機能を発揮するための操作画像、または、ii) 建築物の機能にとって必要な表示画像のいずれかに該当すれば、意匠法による保護対象となります。</p> <p>一方、i) およびii) のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツについては、建築物の部分としての画像を含む意匠としては認められません。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P19 Lesson02 意匠法の保護対象と登録要件[2] 3 意匠調査 (2) 意匠調査の方法 13行目～15行目	ところで、意匠法では、特許法と異なり 出願公開制度 が規定されておらず、原則として、登録されなければその内容が公開されません。また、登録されるには審査が必要なため、出願から登録されるまでには一定の時間がかかります。	ところで、意匠法では、特許法と異なり 出願公開制度 が規定されておらず、原則として、登録されなければその内容が公開されません。また、登録されるには審査が必要なため、出願から登録されるまで、 更に登録から意匠公報にて公開 されるまでには一定の時間がかかります。
P23 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き 1 意匠登録出願 (2) 一意匠一出願の原則 5行目～7行目	なお、2019年法改正により、複数の意匠についての意匠登録出願を一の願書により行うことができる制度が導入され、2021年4月から施行されています。ただ、この制度の施行後も、審査はあくまで意匠ごとに行われ、1つの意匠ごとに1つの意匠権が発生することになりました。	なお、 2019年法改正により 、複数の意匠についての意匠登録出願を一の願書により 一括して行う手続きもあります が、審査はあくまで意匠ごとに行われ、1つの意匠ごとに1つの意匠権が発生することになりました。
P35 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き 4 特殊な意匠登録出願 (4) 内装の意匠 1行目～4行目	2019年の法改正により、複数の物品（テーブル、椅子、照明器具など）や建築物（壁や床の装飾）から構成される内装のデザインも、「組物の意匠」と同様、一意匠一出願の例外として、所定の要件を満たせば、一の「内装の意匠」として出願し、意匠登録を受けることができました。	2019年の法改正により 、複数の物品（テーブル、椅子、照明器具など）や建築物（壁や床の装飾）から構成される内装のデザインも、「組物の意匠」と同様、一意匠一出願の例外として、所定の要件を満たせば、一の「内装の意匠」として出願し、意匠登録を受けることができ ますようになりました 。
P38 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き 4 特殊な意匠登録出願 (4) 関連意匠 14行目～17行目	なお、これまで関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることはできませんでしたが、2019年の法改正により、関連意匠にのみ類似する意匠についても、意匠登録を受けることができました（意10条4項）。	なお、 これまで関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることはできませんでしたが、2019年の法改正により 、関連意匠にのみ類似する意匠についても、意匠登録を受けることができ ますようになりました （意10条4項）。

該当箇所	変更前	変更後
P44 Lesson04 意匠権の管理と活用 ■ 1 意匠権の発生と存続期間 8行目	<p>また、第2年以降の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければなりません（意43条2項）。</p> <p>設定登録時に、第2年以降分をまとめて納付することも可能です。</p>	<p>また、第2年以降の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければなりません（意43条2項）。納付期間の経過後であっても、6カ月以内であれば、その登録料を追納することができます（意44条1項）。この場合は、登録料とあわせて同額の割増登録料を納付する必要があります（意44条2項）。登録料および割増登録料を納付せずに追納期間が経過すると、その登録料の納付期限に遡って意匠権が消滅したものとみなされます（意44条4項）。ただし、意匠権が消滅したものとみなされた後も、追納期間内に追納をすることができなかつたことが「故意によるものでない」と認められる場合には、一定の期間内に限り追納をすることができます（意44条の2第1項）。この期間内に追納すれば、その意匠権はその登録料の納付期限経過時に遡って存続していたものとみなされます（意44条の2第2項）。</p> <p>なお、設定登録時に、第2年以降分をまとめて納付することも可能です。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P45 Lesson04 意匠権の管理と活用 2 意匠権の活用 1行目～12行目</p>	<p>意匠権者は、業として登録意匠および、これに類似する意匠を実施する権利を専有します（意23条）。 ここで、「業」とは、広く事業のことを意味し、個人的・家庭的実施は含まれません。また、「専有する」とは、独占排他的に実施できることをいいます。</p> <p>意匠の「実施」とは、①その意匠を使った製品を製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出（譲渡や貸渡しのための展示を含む）をする行為、②その意匠を使った建築物の建築、使用、譲渡もしくは貸渡し、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為、③その意匠を使った画像の作成、使用、電気通信回線を通じた提供、もしくはその申出（提供のための展示を含む）や、その意匠を使った画像を記録した記録媒体または内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出、輸入またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為を指します（意2条2項）。</p>	<p>意匠権者は、業として登録意匠および、これに類似する意匠の実施をする権利を専有します（意23条）。 実施をする権利を「専有する」とは、独占排他的に実施できることをいいます。</p> <p>すなわち、正当な権原を持っていない第三者が登録意匠およびこれに類似する意匠を業として実施すると、意匠権の侵害になります。</p> <p>「業として」実施をするとは、事業性がある場合を指し、個人的、家庭的な実施は含まれません。すなわち、正当な権原を持っていない第三者が登録意匠およびこれに類似する意匠を実施しても、それが個人的、家庭的な実施であれば、意匠権の侵害にはなりません。</p> <p>意匠の「実施」とは、①その意匠を使った製品を製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出（譲渡や貸渡しのための展示を含む）をする行為、②その意匠を使った建築物の建築、使用、譲渡もしくは貸渡し、またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為、③その意匠を使った画像の作成、使用、電気通信回線を通じた提供、もしくはその申出（提供のための展示を含む）や、その意匠を使った画像を記録した記録媒体または内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出、輸入またはその譲渡もしくは貸渡しの申出をする行為を指します（意2条2項）。</p> <p>なお、その意匠を使った製品を輸入する行為に関しては、令和3年法改正で、海外の事業者が配送業者等を利用して製品等を海外から日本国内に持ち込む行為も「輸入」行為に含むと規定されました。これにより、海外の事業者が、国内の個人に対し、個人使用目的の模倣品を郵便等で直接送付した場合であっても、海外事業者による意匠権侵害行為として規制対象となることが明確化されました。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P53 Lesson05 意匠権の侵害と救済[1] 4 意匠権を侵害された場合 1行目～12行目</p>	<p>意匠権侵害を主張するためには、侵害製品が登録意匠、またはこれに類似する意匠の範囲（以下、「登録意匠等の範囲」と呼びます）に属していることが必要です（意23条）。したがって、侵害者に対して警告書を送る前に、侵害製品が自己の登録意匠等の範囲に属しているかを確認します。</p> <p>具体的には、侵害製品を入手して調べたり、侵害製品が登録意匠等の範囲に属しているかについて、弁理士の鑑定や特許庁の判定を求めたりする方法（意25条）が考えられます。</p> <p>同様に、その侵害製品が、業として実施されているかを確認する必要があります。個人的、家庭的に実施されている場合などは、意匠権侵害とはなりません。</p> <p>ただし、意匠権に無効理由があると権利行使ができなくなるため（意41条で準用する特104条の3第1項）、自己の権利に無効理由がないかを調査しておくといでしょう。</p>	<p>意匠権侵害を主張するためには、意匠権侵害の疑いがある物品（模倣品）が、登録意匠またはこれに類似する意匠の範囲（以下、「登録意匠等の範囲」と呼びます）に属していることが必要です（意23条）。したがって、侵害者に対して警告書を送る前に、模倣品が自己の登録意匠等の範囲に属しているかを確認します。</p> <p>具体的には、模倣品を入手して調べたり、模倣品が登録意匠等の範囲に属しているかについて、弁理士の鑑定や特許庁の判定を求めたりする方法（意25条）が考えられます。</p> <p>なお、意匠権に無効理由があると権利行使ができなくなるため（意41条で準用する特104条の3第1項）、自己の権利に無効理由がないかも調査しておくといでしょう。</p> <p>さらに、その模倣品が、業として実施されているかを確認する必要があります。個人的、家庭的に実施されている場合は、意匠権侵害とはならないからです。ただし、模倣品の「輸入」に関しては、たとえその模倣品が個人的に使用する目的のものであっても、税関において関税法に基づく没収等取締りの対象となります（関69条の11第1項第9号の2）。</p> <p>従来は、国内の個人が海外から輸入した模倣品は、それが個人使用目的であると主張された場合、税関において没収等を行うことができませんでした。そのため、電子商取引の発展等に伴い、海外の事業者が、日本国内の事業者を介在させずに直接、日本国内の個人に対し、少量の模倣品を郵便等で販売、送付する事例が急増すると、模倣品の国内流入に歯止めがかからなくなりました。そこで、令和3年法改正で、外国にある者が配送業者等を利用して商品等を海外から日本国内に持ち込む行為を「輸入」行為に含むと規定されました。これにより、そうした行為が、海外の事業者により正当な権原なく行われた場合には、国内の荷受人が事業性のない個人である場合も含めて、意匠権侵害として規制の対象になりました。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P65 Lesson07 商標法の保護対象と登録要件[1] 2 商標の機能	商標には、大別すると4つの機能があると考えられます。 ① 他人の商品やサービスと区別する機能 (省略) ② 商品やサービスの出所を表示する機能 (省略) ③ 商品の品質やサービスの質を保証する機能 (省略) ④ 商品やサービスを広告宣伝する機能	商標は、実際の取引において、数ある同種の商品やサービスのなかから自己の商品・サービスを他人の商品・サービスと識別するための標識として使用することによって、以下の3つの機能を果たします。 ① 他人の商品やサービスと区別する機能 (省略) ① 商品やサービスの出所を表示する機能 (省略) ② 商品の品質やサービスの質を保証する機能 (省略) ③ 商品やサービスを広告宣伝する機能

該当箇所	変更前	変更後
<p>P114 Lesson11 商標権の管理と活用 1 商標権の発生と存続期間 1行目～8行目</p>	<p>商標登録出願について、登録査定を受けただけでは商標権は発生せず、登録査定の本送達日から30日以内に登録料を納付して、設定登録されることが必要です(商18条1項、40条1項、41条1項)。商標権の存続期間は、設定登録日から10年です(商19条1項)。</p> <p>なお、登録料は存続期間である10年分を一括納付できますし(商40条1項)、5年分ごとに分割して納付することも可能です(商41条の2第1項)。</p> <p>商標権の設定登録がされると、商標権者の氏名、願書に記載した商標、指定商品・役務等が商標公報(商標掲載公報)に掲載されます(商18条3項)。</p>	<p>商標登録出願について、審査の結果、登録査定を受けただけでは商標権は発生しません。登録査定の本送達日から30日以内に登録料を納付すると、商標登録原簿に設定の登録がなされ、商標権が発生します(商18条1項・2項、40条1項、41条1項)。商標権の設定登録がされると、商標権者の氏名、願書に記載した商標、指定商品・役務等が商標公報(商標掲載公報)に掲載されます(商18条3項)。商標権の存続期間は、設定登録日から10年です(商19条1項)。</p> <p>登録料は存続期間である10年分を一括で納付することもできますし(商40条1項)、5年分ごとに分割して納付することも可能です(商41条の2第1項)。なお、納付期間の経過後であっても、一定の期間内に限り、登録料を納付することができます(商41条3項、商41条の2第3項)。</p> <p>5年分ごとに分割して納付する場合は、前期5年分の分割登録料を納付した後、商標権の存続期間の満了前5年までに、後期5年分の分割登録料を納付しなければなりません(商41条の2第1項)。後期分割登録料を納付期間内に納付できないときは、納付期間の経過後であっても、6カ月以内であれば、後期分割登録料を追納することができます(商41条の2第5項)。この場合は、後期分割登録料とあわせて同額の割増登録料を納付する必要があります(商43条3項)。後期分割登録料および割増登録料を納付せずに追納期間が経過すると、その商標権は存続期間の満了前5年の日に遡って消滅したものとみなされます(商41条の2第6項)。ただし、商標権が消滅したものとみなされた後も、追納期間内に納付をすることができなかつたことが「故意によるものでない」と認められる場合には、一定の期間内に限り追納をすることができます(商41条の3第1項)。この期間内に追納すれば、その商標権は存続期間の満了前5年の日に遡って存続していたものとみなされます(商41条の3第2項)。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P115 Lesson11 商標権の管理と活用 2 存続期間の更新 15行目～18行目	<p>あれば、本来の登録料に加えて同額の割増登録料を追納することによって、更新登録の申請を行えます(商20条3項、43条1項)。もし、追納期間内に更新登録の申請をしないときは、存続期間の満了時に遡って、商標権が消滅したこととなります(商20条4項)。</p> <p>したがって、商標権の存続期間の期限管理は大切です。なお、更新登録の際に必要な登録料も、</p>	<p>あれば、本来の登録料に加えて同額の割増登録料を納付することによって、更新登録の申請を行えます(商20条3項、43条1項)。もし、その期間内に更新登録の申請をしないときは、存続期間の満了時に遡って、商標権が消滅したものとみなされますこととなります(商20条4項)。</p> <p>したがって、商標権の存続期間の期限管理は大切です。なお、更新登録の際に必要な登録料も、</p>
P117 Lesson 11 商標権の管理と活用 3 商標権の活用 5行目の後に追加	<p>商標権者は、指定商品または指定役務について(…省略…)広告等に表示する行為等をいいます(「商2条3項各号」参照)。</p>	<p>商標権者は、指定商品または指定役務について(…省略…)広告等に表示する行為等をいいます(「商2条3項各号」参照)。</p> <p>なお、「輸入」には、外国にある者が商品等を海外から日本国内に配送業者等を利用して持ち込む行為も含まれます(商2条7項)。よって、海外の事業者が、模倣品(権原なく登録商標と同一のマークを指定商品に付したのもの等)を、日本国内の個人に対して直接販売、送付する行為は、たとえその販売先である日本国内の個人が個人的に使用する目的であっても、商標権の侵害となります。</p>
P147 Lesson 15 パリ条約 1 マドリッド協定議定書 3行目、5行目～6行目	<p>そこで、パリ条約では、同盟国の一国にした最初の出願をもとにして、その出願日から12カ月以内であれば、後に他の同盟国へ出願した場合に、最初に出願した日に出願したものと同様の効果を与えることが定められています。これを優先権といいます。また、優先権を主張するには、最初の出願から1年以内に後の出願をする必要がありますが、この1年を優先期間と呼びます。つまり、最初の出願から1年以内に優先権を主張して、後にも出願することができます。</p>	<p>このような出願人の負担を軽減するための制度として、パリ条約は、優先権の制度を設けています(パリ4条A～I)。</p> <p>パリ条約による優先権とは、パリ条約の同盟国(第一国)において特許出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に特許出願する場合に、新規性、進歩性等の判断に関し、第二国における特許出願について、第一国における出願の日に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利です(パリ4条B、C(1))。</p> <p>優先権を主張するには、第一国における出願の日から12カ月以内に第二国以降の出願をする必要があります、この12カ月を優先期間と呼びます。つまり、最初の出願から1年以内であれば、優先権を主張して、後からも出願することができます。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P173 Lesson 20 その他の条約 ■ 2 ■ マドリッド協定議定書 3行目、5行目～6行目 ●誤植による修正になります●	庁が1年（または18カ月）以内に拒絶理由を 通告 しない限り、その指定国において保護を確保できます（マド5条）。 ここで、WIPOの国際事務局は出願について審査しない点に注意しましょう。 登録要件を満たしているかどうかは、指定国で審査されます。	庁が1年（または18カ月）以内に拒絶理由を 通報 しない限り、その指定国において保護を確保できます（マド5条）。 ここで、WIPOの国際事務局は、出願について 方式（料金、商品役務の区分・明確性など） しか審査しない点に注意しましょう。 指定国において保護が認められるか否か、及び保護される範囲については、各指定国でそれぞれの法令に基づく実体審査を経て判断されます。
P174 Lesson 20 その他の条約 ■ 3 ■ ハーグ協定の ジュネーブ改正協定 (1) 国際登録出願の流れ 10行目～13行目	国際登録された意匠は、 国際登録から6カ月後、または出願人の請求により国際登録後速やかにもしくは国際登録後30カ月以内の公表延期期間が経過した後に、国際事務局によって国際公表されます（ジュネーブ改正協定10条（3）（a））。	国際登録された意匠は、 国際事務局によって国際公表されます（ジュネーブ改正協定10条（3）（a））。 国際公表の時期は、原則、国際登録の日から12カ月後（標準公表期間）です。しかし、 出願人は国際登録の公表前であればいつでも早期公表の請求が可能で、国際登録後の即時公表または出願日から指定した月数での公表を選択することができます。また、標準公表期間を超えて公表を延期することも可能で、その場合は国際登録後30カ月以内の公表延期期間が経過した後に国際公表されます。

■ 条文

該当箇所	変更前	変更後
P17 Lesson 02 意匠法の保護対象と登録要件[2] 2 新規性喪失の例外 意匠法 4 条 3 項	3 項 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。	3 項 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項 及び第六十条の七 において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
P43 Lesson 04 意匠権の管理と活用 1 意匠権の発生と存続期間 意匠法 20 条 2 項	2 項 第四十二条 第一項第一号 の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。	2 項 第四十二条 第一項 の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。
P43 Lesson 04 意匠権の管理と活用 1 意匠権の発生と存続期間 意匠法 43 条	意匠法 43 条 前条第一項第一号 の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。	意匠法 43 条 前条第一項 の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。
P44 Lesson 04 意匠権の管理と活用 2 意匠権の活用 意匠法 2 条 2 項	意匠法 2 条 2 項 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為	意匠法 2 条 2 項 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（ 外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。 ）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

該当箇所	変更前	変更後
P115 Lesson 11 商標権の管理と活用 2 存続期間の更新 商標法43条	商標法 43 条 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。	商標法 43 条 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。 ただし、当該更新登録の申請をする者がその責めに帰することができない理由により第二十条第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。
P116 Lesson 11 商標権の管理と活用 3 商標権の活用 商標法2条4項・7項を追加	商標法2条3項 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。 (一～九 省略) 十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為	商標法2条3項 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。 (一～九 省略) 十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為 4項 前項において、商品その他の物に標章を付することには、次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げることが含まれるものとする。 一 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章 商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすること。 二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合（商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。）において、当該記録媒体に標章を記録すること。 7項 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。